

第20回世田谷区農業委員会総会

日：令和7年3月24日（月）

場所：三軒茶屋しゃれなあとホール スワン・ビーナス

第20回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和7年3月24日（月）午後3時から

開催場所：三茶しゃれなあどホール スワン・ビーナス

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、本橋延隆、森安一、吉村喜代隆、植松智、長島丈、矢藤茂、高橋光正、細井誠一、高橋哲也、高橋拓司、後藤宏、清水希悦、荻部嘉也、井出孝行、池田鏡一、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 梅原文、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、主事 下田亮太

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について **【該当無し】**
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の認定の申し出について
5. 協議事項
 - (1) 令和7年5月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) 都内農産物の放射能検査について
 - (2) 令和7年度花卉・そ菜事業日程（予定）
 - (3) ふれあい農園「せたがやチューリップ農園でいちごつみとり」
「いちごつみとり」「たまねぎの収穫」の開催について
 - (4) 令和7年度農業委員会活動推進要領及び農業委員会活動の積極的推進に関する決議について
 - (5) 令和7年度予算の概要について
 - (6) 都市農業課（農業委員会）の人事異動について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻より前ではございますが、全委員の皆様のご出席をいただきましたので、ただいまより令和6年度最後の農業委員会、第20回世田谷区農業委員会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1となります。続きまして、第3号議案の資料がNo.2、No.3、No.4となります。協議事項の資料はNo.5、No.6、報告事項の資料はNo.7、No.8、No.9、No.10、No.11、No.12でございます。その他の資料につきましては後程配付をさせていただきます。また、当日配付資料といたしまして、東京都農業会議からの新規就農者紹介のチラシと、令和7年度版の世田谷区都市農業課からの刊行物5種類をお配りしております。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

議事に入る前に、本日は全委員が出席しておりますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、高橋光正委員、清水希悦委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(1)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとなります。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が3件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 では、農地法第4条、第5条について、改めて説明をさせていただきます。

農地を住宅等にする場合には農地法第4条の手續、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合は第5条の手續が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出については会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-32。(事務局より、申請内容について説明)

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-33。(事務局より、申請内容について説明)

資料No.1-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-34。(事務局より、申請内容について説明)

事務局からは以上となります。

○穴戸会長 この件についてご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が2件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が1件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の認定の申し出1件について審議いたします。

初めに、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件について審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○矢藤委員 報告します。(委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(哲)委員 報告いたします。(委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願1件について審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がございますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に

従事することが不可能となった場合となりますが、その証明を出す際に、農業委員会が発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことの確認を行っております。

それでは、資料No.3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 報告させていただきます。(委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の審議を終わります。

次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の認定の申し出1件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の認定の申し出について。

都市農地の貸借の円滑化法の制度について簡単に説明させていただきます。

この法律の利用形態といたしましては、市民農園の開設と、借受人が自ら耕作の事業の用に供するという形、相対での契約があります。今回は相対での計画認定審査依頼となっております。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 報告いたします。(委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

計画変更認定に賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認いたします。

以上で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の認定の申し出についての審議を終わります。

これをもちまして、次第４の議案の審議は終わります。

続きまして、次第５の協議事項に移ります。

(1)令和７年５月の総会日程（案）について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No. 5、令和７年５月の総会日程（案）についてをご覧ください。

次回、４月の総会開催日時につきましては、令和７年４月28日月曜日午後３時から、会場は区役所東棟９階第５委員会室での開催が決定しております。

令和７年５月の開催日時につきましては、５月30日金曜日午後２時30分から、会場は三軒茶屋しゃれなあどホールシリウスでの開催を予定しております。この日は開始時間が通常より30分早くなっておりますので、ご注意をいただければと思います。

なお、併せてのご連絡となりまして恐縮ですが、１枚後ろに世田谷区農業委員会総会開催時における区役所東棟９階委員会室への入室方法（変更）という紙をつけさせていただいております。４月以降の総会の開催のときの区役所の入り方は、今まで７階で待機いただくという形を取らせていただいたのを、10階までそのまま上がっていただいて１階降りる方法に変えさせていただきたいと思います。

２枚目をご覧くださいまして、９階委員会室への入室についてというところで、東棟のエレベーターは３台あるのですが、実はその内のＡ、Ｂという２台しか10階まで上がれません。入って一番左側、一番近い方のエレベーターＣは10階まで行けないので、その隣もしくは右の奥のエレベーターＡ、Ｂが10階まで行けますので、そちらをご利用いただきたいと思います。10階に今までの７階のように農業委員会の職員が待機しております。

して、皆様がお越しいただきましたら、場合によって階段で降りていただくと1階で入りやすい、または、そのまま9階までエレベーターを操作して9階で降りられるようにする、この2種類の方法で対応をさせていただきます。

7階は区議会事務局の受付もございまして、ほかエレベーターが業者さんとか一般の区民の方々が使いますもので7階から上に上がろうとすると、どうしても下に降りたい区民の方にちょっとお待ちいただくような状況がございましたので、一番上まで上がってしまって、そこから下がってもらう方が効率的ということでの変更になります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりで決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.6になります。生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧下さい。2件ございます。

1件目は主たる従事者の死亡に伴う買取り申出、2件目は生産緑地指定30年経過に伴う買取り申出となっております。2月25日及び3月5日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取りの意向はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上となります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

以上2件についてご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(6)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.7をまずご覧下さい。報告事項の1つ目は、東京産農畜産物の放射性物質検査の結果についてでございます。こちらは令和7年2月20日付の検査結果の報告でございます。世田谷産の農産物につきましては対象となっておりますが、その他いずれも異常はございませんでした。

続いて、資料No.8をご覧下さい。令和7年度花卉・そ菜事業日程（予定）の報告です。内容につきましてはお配りいたしました資料のとおりでございますが、本日現在の予定という扱いとなりますので、ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、資料No.9に移ります。3件目は、ふれあい農園「いちごつみとり」「たまねぎの収穫」の開催についてとなります。内容につきましてはお配りした資料のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、4月15日号の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

次に、資料No.10、令和7年度農業委員会活動の積極的推進に関する決議および具体的活動項目についてのご報告となります。こちらは、2月20日に昭島市で開催されました第66回東京都農業委員会・農業者大会での協議を経て、3月17日に立川市で行われました東京都農業会議第135回通常総会で決議されたものでございます。毎年この決議後に皆様にご報告をさせていただいております。後程、推進に関する決議及び具体的活動項目についてはご覧をいただければと思っております。

続いて、資料No.11、令和7年度予算の概要、あと資料No.12の経済産業部都市農業課（農業委員会）の人事異動につきましては、梅原事務長から説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、資料No.11をご覧下さい。令和7年度予算の概要について説明をさせていただきます。

令和7年度の都市農業課予算総額は2億2220万7000円で、令和6年度予算と比較しますと19%、金額で約3541万円の増加となっております。増加の主な要因といたしましては、農地の保全において東京都補助事業の活用に関して約727万円、花卉・そ菜展では会場設営等委託料の高騰により約540万円、また、区民農園維持運営では園数の増加や区画割りの変更に伴う委託料として約2260万円の増加が生じております。一方、農業経営安定化では約161万円の減額となっておりますが、こちらは、令和6年度には体験農園の施設整備があり、これに伴う予算が計上されていたものであり、実質的なマイナスはございません。

なお、下段には令和7年度世田谷区農業関係団体委託事業及び補助事業一覧を掲載しておりますが、こちらは記載のとおり実施する予定となっております。

予算の概要は以上となります。

続きまして、都市農業課の人事異動についてのお知らせとなります。資料No. 12をご覧ください。令和 7 年 4 月 1 日付で、関智秋主任が道路・交通計画部道路事業推進課主任に、村石有香主任が都市整備政策部住宅課主任にそれぞれ転出となり、新たに経済産業部商業課から吉岡麻衣子主任が、保健福祉政策部国保・年金課から鎌田瑞生主事が、また、新規採用職員として若井大門主事が都市農業課職員として着任し、農業委員会事務局主事を兼務いたします。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 報告事項(1)から(6)について質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○事務局 関から一言挨拶をさせて下さい。

○事務局 (職員より挨拶)

○宍戸会長 関さん、大変お疲れさまでした。成長するためには異動がどうしても必要なので、ぜひこの後、課長で戻っていただけるように期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問はよろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、次第 6 の報告事項を終了いたします。

次に、次第 7、その他(1)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、今、関係資料をお配りしますので、少々お待ち下さい。

ただいまお配りいたしました〇〇の畑の対応について、2月の総会以降の経過をご報告させていただきます。

2月28日の総会終了後、同日付で別紙1の文書を農地所有者宛てに郵送いたしました。その後、3月3日には所有者側より内容確認の連絡があり、文書の発出に一定の効果があつたことを確認しております。また、管轄 J A からの指導につきましては、3月3日に浦野職務代理から J A 世田谷目黒に情報提供をいただきましたことから、J A としても組織的な課題として認識いただき、3月6日には調査に着手をいただいております。

J A では、3月13日には、現地を確認の上、所有者及びその家族に対して、別添資料として添付をしております訪問記録書に記載のとおり、詳細かつ的確な指導を実施していた

だいております。生産緑地内の残置物の撤去や車両の常時駐車への警告、農業用倉庫内の〇〇資材の撤去等と併せ、農業用通路の過剰や生産物の扱いに及ぶ7項目の指導を実施していただいたところでございます。JAでは、〇〇や農地の肥培管理について、農業委員会の指導に従うよう付言していただいておりますことから、農業委員会としても、あまり時間を置き過ぎないタイミングで一度現地調査を行う方がよいと考えておりますので、今後の対応について皆様のご意見をお聞かせ願いたいと思っております。

3の世田谷区農業委員会として指導する点についてに記載いたしました(1)から(3)の各項目について、別添資料2を基に、担当よりご説明をいたしたいと思います。

○事務局 では、ご説明させていただきます。

以上でございます。

○事務局 今、担当から説明をさせていただいたような状況がこれまでの経緯となっております。

今後の対応についてでございますが、全体の総会での皆様のご意見を踏まえ、JAと連動した形で動いていくべきと考えておまして、JA世田谷目黒の代表でもある職務代理と、管轄の委員、また事務局の3者で行く案であるとか、やはり複数の委員と事務局で行く方がよろしいのか等、このあたりは、管轄委員のお考えもお聞かせいただきながら、皆様よりご意見をいただいて方針を決めていきたいと考えております。

○高橋（拓）委員 では、お話しさせていただきます。

今回のこの部分は長くずっと来ておまして、皆さんにもいろいろお聞きした部分もあり、ただ、私もいろいろと指導はさせていただいたんですけども、事務局から説明があったみたいに図面が変わったり、いろんな問題のある部分が出てきてしまっているということでございます。職務代理からJA世田谷目黒に電話を入れていただきまして、その後、私の方にちょっとお話をお聞きしたいということで、話す機会を設けまして、話してまいりました。

実際、JA世田谷目黒が動いてくれまして、JAの税理士含めて、税務の相談を全部行って、概算の総額も知らせたということでございます。ただ、〇〇さんと〇〇さんは何となく理解はあるんですけども、〇〇の方の意識が非常に薄いというところは、私が見ていてもちょっと感じる場所があります。

実際、今日、午前中に〇〇さんが来られまして、いろいろ行動には移しているということなんですが、何せ〇〇さんが見ても、生産緑地にはちょっと見えづらいということと言

っていました。できたらＪＡと農業委員会が連携して、〇〇に農業委員会からもしっかり言っていただいた方がいいんじゃないかということもＪＡと話しておりますので、事務局のからお話もありますけれども、皆さんの意見を出していただいて、どういう方向性に持っていくといいかということもある程度きっちり決めて、なるべく早く動いた方がいいのかなというのは私のご意見でございます。

以上です。

○事務局 会長、説明は以上になります。

○宍戸会長 今ご説明はさせていただいたんですが、この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。

○高橋（拓）委員 私が見た範囲でよければ、皆さんから質問されてもお答えはできますので、そこら辺は聞いていただいて構わないと思います。

○長島委員 この〇〇さんというのは、生産緑地を維持したいという気持ちがあるのか、どうでもいいというか、どういう気持ちで。

○高橋（拓）委員 基本的には、ないとは言えないと思うんですけども…。

○長島委員 要は、生産緑地を維持したいという気持ちはあるんですね。

○高橋（拓）委員 あると思います。

○長島委員 なら、改善してもらえないですかね。

○高橋（拓）委員 これから本当に生産をしていく形に戻せるのかどうかというところが一番のネックになると思うんです。例えばさっき事務局からお話がありましたけれども、植木畑にしても、生産あつての生産緑地ですから。

○長島委員 生産緑地にしたいということは、生産をしたい訳ですね。そういう意識があるということですね。

○高橋（拓）委員 意思はあると思います。ただ、それが、私らの感覚との温度差はかなり感じます。

○長島委員 どうにか生産緑地にしなくてははいけませんよね。

○高橋（拓）委員 そのために、これはＪＡからも言っていていいと一応了承を得たんですけども、できたら職務代理ではなくて、私を含めた三、四人で行って、ご指摘するところはした方がいいんじゃないかなと。

○真鍋委員 最大の問題点は、相続税納税猶予を受けている生産緑地という点だと私は思います。本来ならば大変な相続税がかかることを猶予を受けているという自覚が多分な

いからこうなんだろうと思うし、それに違反した場合、遡って相続税が請求されて、多分、延滞税か何かも来ると思うんですが……。

○高橋（拓）委員 利子税を含めて、多分。

○真鍋委員 そのところをこの間、税の専門家も言ってくれたと思うんですが、はっきり、ある意味そこを分かってもらって、これ以上やらないならば税務当局に通報して、法治国家ですからそちらに任せますぐらいやらないと分からないんじゃないかなという気がするんですよ。

○高橋（拓）委員 一応、相談して、そういう相続税のときにかかった金額プラス利子税を含めてこのぐらいかかるよというお話も全部してあるということなので、今、真鍋委員が言われたみたいに持っていくのか、それとも指導して、言い方は悪いですけども、猶予を少し設けるのか、そこら辺をどういう形で農業委員会として持つてくのかを決めていただいた方が多分といいと思うんです。

○真鍋委員 すみません、私がきちっと理解していないのかもしれませんが、相続税納税猶予を適用された〇〇ですか、それとも、現在やっている〇〇ですか、どなたと話してどなたがどうなのかというやり取りが分かっているないので、一番直接にやっているのは〇〇で……。

○高橋（拓）委員 〇〇さんが受けています。というのも、〇〇が亡くなったときに猶予制度を受けている訳です。

○真鍋委員 現実にやっている人が……。

○高橋（拓）委員 〇〇さんもやっていますし、〇〇も。

○真鍋委員 どうも、話を聞いていると〇〇が分かっているというように私は理解したんです。では、〇〇とは話されているんですか。

○高橋（拓）委員 話しています。

○井出委員 あくまでも〇〇さんが納税猶予を受けている訳だよね。だから、これは〇〇さんの責任ですよ。〇〇さんがあまり出てこないの。〇〇は受けていないですよ。

○高橋（拓）委員 〇〇さんは営農の中心を移行したいというのものもあるのかもしれないですけども、ただ、〇〇さん自身が猶予制度を受けているというのをどこまで本当に分かっているんだろうというのは私的にも疑問点はあるんです。

○井出委員 〇〇さんが分かっているんですか。〇〇さんは分かっているんでしょう。

○高橋（拓）委員 分かっていると思いますけれども、ただ、JAが絡んでいなくて、要

するに、自分たちで申請をかけて猶予制度を受けているんですよ。大体 J A とかが絡んで、例えば猶予制度、生産緑地はそういうパターンが多いんですけども、〇〇さんに関しては J A が絡んでいないんです。

○井出委員 そのときに説明を受けていなかったということですか。

○高橋（拓）委員 それもあるかもしれない。

○井出委員 でも、〇〇さんは納税猶予のことは分かっている訳ですよ。

○高橋（拓）委員 と思いますけれども。というのは、こういう言い方は悪いんだけど、普通だったら J A で、こういう猶予制度を受けて、こういう部分もこうですよという話をしてくれると思うんですけども、自分たちで動いてしまっていますから。でも、猶予制度をちゃんと受けられた訳ですから、一応全税務の方では通っている訳ですよ。

○井出委員 確か、5 年ぐらいすると、大体の土地が土地を全部売っても払い切れないぐらいになるんですね。そういう状態も分かっている訳ですね。

○高橋（拓）委員 今日ちょっと J A とともに電話で話をしたんですけども、約〇〇～〇〇円くらいかかるということで……。

○井出委員 うちも全部受けているから。やめるんだったら、売ったって間に合いませんよという。

○高橋（拓）委員 J A の話だと、農地の 3 分の 1 ぐらい売れば、今の土地の価格でいうと多分払えるんじゃないかと。

○井出委員 これはいつに受けたんですか。何年ぐらいたっているのかな。

○事務局 平成〇〇年です。

○井出委員 利子を考えたら恐らく。

私たちが受けたときには、5 年たったらもうこの制度からは逃れられませんというふうに言われましたよ。さんざん、それはもう。

○高橋（拓）委員 結局、俺は、今申し上げたみたいに、J A が絡んでいるという頭で考えていましたから。

○宍戸会長 これは 4 年前ですか。

○高橋（拓）委員 平成 20 年なので……。

○植松委員 申請を受けたときは、当然こういうふうじゃなかったんですよ。だから通っている訳ですよ。前にも事務局の方と話したんですけども、J A がそのときに納税猶予を受けるのに通っていないくても、〇〇さんという方は J A 世田谷目黒の組合員さんで

すよね。

○高橋（拓）委員 組合員ですよ。

○植松委員 ですから、まずＪＡ世田谷目黒で動いた方がいいんじゃないですかということとは事務局の方にはお話ししたんですよね。そこから誰が行くどうこうというのは、皆、農業委員会ですから協力するとは思いますが、まず、ＪＡ東京中央だったらＪＡ東京中央の資産管理という部門がある訳ですよ。そこを通して納税猶予を大体受けて調査をしている訳なんですけれども、今回の〇〇さんの件に関しては、資産管理が当初入ってなくて、自分たちで納税猶予の手続をしたというのをお聞きしたので、今現在は組合員さんである訳ですから、やっぱりまずＪＡ世田谷目黒で役員さんを含めて動いて、その後また考えていくしかないんじゃないですかね。

○高橋（拓）委員 一応、〇〇が動いてくれて、そのサポートも動いてくれているんです。

○植松委員 その結果がこれなんですよね。さっき真鍋委員が言われるように、数字を言って、こうなると。

○高橋（拓）委員 数字はもう言っております。相続税、延滞税含めて、利子税じゃないけれども、そういうのがこのぐらにかかるよという話ももうしております。

○矢藤委員 法律的な話になってしまうんですけれども、図面が３枚ありますけれども、これは事務局的に生産緑地法に合致しているという認識でいいんですか。

○長島委員 ２番目はオーケーなのかな。これでやると言っていたけれども、結局こうなったという。

○事務局 生産緑地法に合致しているかというところなんですけれども、今お声もありましたが、資料の２枚目、条件つきで認めているものについて、生産緑地法というよりも農地法上、必要不可欠な施設であれば農地として見るができるというところがありますので、その見方で、一部農道を〇〇にしている生産緑地もあります。なので、〇〇を敷いているから全てが農地法上、生産緑地法上適格じゃないかということではなく、やはり規模の問題だと思いますので、この２枚目の条件つきで〇〇の部分も生産スペースとして活用するということであれば問題ないというか、認められるということで話をしております。

○矢藤委員 生産緑地法の９条を見ると原状回復命令というのがあって、生産緑地に適していないということであれば、期限を決めて原状回復しなさいよという条項があるんですよね。それが使えるんじゃないかなと思ったけれども、今聞いたら農地法という話なので。

○事務局 農地法と生産緑地法がやっぱり絡んでいるというか、切っても離せないものではあるので、一旦、ここを農地として見るかどうかというのは農地法上の話で、確かに生産緑地でもあるので、原状回復ということであればそういったことも考えられるかというところです。

○矢藤委員 そうやってどんどん手段を使って、追い詰めるというのは言葉が悪いですけども、やっていかないと、いまいちな議論になってしまうので。

○事務局 今の原状回復というところだと、今言ったように〇〇が一括でNGということではないので、どれぐらいの規模であれば適正な生産緑地なのかというところはやはり農業委員会として専門的な知見が必要なのかなと。

○矢藤委員 農業委員会でどこまでがオーケーなんだよということを明確に示さないと水かけ論みたいな形になってしまうので、その辺は皆さんで、ここまでならいいんじゃないかという議論はしてもいいんじゃないかなと思ったりします。

○事務局 先程、高橋拓司委員からお話があったんですけども、所有者の〇〇さんと〇〇さんに関しては、ちょっと警戒しています。そういった税金に跳ねるということは理解はしていて。ただ、〇〇が一番最初に出したプランが問題ないという独自の認識を常にずっと持っていて、そのところで改善が進まない。本当に独自にいいように解釈をされてしまうので、下手をすると、農業委員会がオーケーを出したみたいな、事務局がオーケーを出したみたいなことを言うてくるんですけども、そういった〇〇の意識を、要は農地の所有者である〇〇さんも変えられないで、自力ではどうにもならないのでというところでJAさんであるとか農業委員会の方の力も借りたいというのが本心ですので、〇〇を説得するというのは変な話ですけども、何らかの改善案をこちらで提示しないと多分理解が進まないのかなと思います。そこで高橋拓司委員も非常に苦労していらっしゃると思いますので、なかなか難しい案件だということではあります。

○高橋（拓）委員 うちなんかだったら、生産緑地に乗って猶予制度に乗るときに、確かにコンクリートの場所はあるんですよ。それは、トイレも畑にあるので、俺は全部外しましたから。トイレは例えば、うちは自宅からちょっと離れているので、1回1回帰ってというのがなかなか難しいので。取りましたけれども、やっぱり本来だったら、そういう最低線の部分で、どうしてもしょうがない部分でそれだけ外せばいい話なので、そういう考え方がやっぱりできないのかな。非常に俺も強くも言うけれども、なかなか理解してもらえないといった方がいいのかな。

○宍戸会長 これは平成20年からですよ。納税猶予を受けている場合は3年に1回は農業委員会にかかっている訳ですよ。私も、受けた当時は分からないんですけども、このところの議案の中にこれほどの問題がある農地は出てこなかったと思うんですが。

○池田委員 ここのところで急にね。

○宍戸会長 今までにこれだけの問題があるものはなかったと思うんですけども。

○事務局 次回が来年〇月にまた証明願が出てくるはずなんです、令和5年〇月に引き続き証明願が出ています。そのときに関しては、大部分が砂利敷きのような形になっていたということで、こちらは、砂利の撤去と、砂利をどかした後の営農計画を示すように指導いたしまして、すぐに営農できるように、砂利じゃなくて木のチップとかに変更せよというような提案をして、了解をして、条件つきで証明願を出している。

○宍戸会長 そのときには〇〇もあつたんですか。

○事務局 砂利敷きでした。砂利はまずいので、農業委員と相談し、木のチップなりですぐに転換できるように。

○高橋（拓）委員 農業委員になったときに、最初から砂利は駄目だということを俺はもうずっと言ってきたんですよ。もう2年ぐらい。やっと少しずつ砂利はどいて、何をすればいいんだというので、アグリシートみたいなものを引いたらどうだと言ったら、ウンボなんか走るとみんな剥がれてしまうと。では、そういうふうにならないように〇〇を、ここを通るくらいだったら、そのくらいなら見てくれるとは思うよというくらいしか言っていないんですよ。砂利はとにかく駄目だと。

○事務局 あと、令和2年のときの記録もございまして、このときは土でした。

○高橋（光）委員 高橋拓司さんの、砂利は駄目だと言って、間隔を空けて〇〇なんかでやれば、そういう指導があつたんですね。

○高橋（拓）委員 しました。私は農業委員会になったときから、もう砂利をどけると。

〇〇とかアグリシートなりなんなり、そういうものだったら、例えばシャベルで掘り返したって何したってできるんだから、そういう形に持っていけないと駄目だよという指導はずっとやってきたんですよ。だから、そこら辺があまりにも軽く考え過ぎてしまっているのかな。それだけ税金を使って猶予してもらっているんだよというのは分かっていないんだろうなというのはやっぱり……。

○真鍋委員 2年前ですか、砂利は駄目だからそこを是正するよということの条件付きで引き続きの農業経営を行っている旨の証明書を発行したという話を先程事務局が言わ

れたと思うんですが、それは履行されているんですか。

○高橋（拓）委員 今は、一番手前のトラックの置いてあるあそこから奥はほとんど砂利はなくなっています。ただ、あまりにも〇〇が多過ぎるので、これはもうちょっと間を空けたり、考えないと駄目だよということもずっと言っていますから。

○真鍋委員 公で議論して出た結論を守ってくれているのかくれているのかが大事だと思うんですよ。だから、証明書を出したにもかかわらずその約束が履行されていないとなるならば、農業委員会として正式に抗議もしなきゃならないし、是正勧告もしなきゃならない。でも、指導どおりになっているんだっただろうがない。単純に決着をつけるには、そうすると、2年前に証明書を出したその条件が満たされていない部分があるならば、それはきちんと指導するという、この図式しかないんじゃないですか。

○高橋（拓）委員 だから、こういう言い方は申し訳ないんですけども、会長にも事務局にも、警告文みたいなものはないんですかと私は聞いたんですよ。そうしたら、警告文はないという話で、今までそんなものは出したことがないと。

○高橋（光）委員 でも、世田谷がないだけであって、他地区の〇〇だとか、そういうところにはあるかもしれないんだよね。

○高橋（拓）委員 そうなんです。分からないですけども。

それを皆さんに決めていただいて、JAを含めて、私が一緒に行ってもいいですけども、これをやらなかったら次、証明書は出ないよと。私は言ってもいいとは思いますが、ただ、農業委員はこれだけ皆さんいらっしゃいますから、それを決めていただいて、農業委員会として、代理という訳ではないけれども、やっぱり動いていかないとしようがないのかなと。

○真鍋委員 5年のときの資料はそちらにあるんですよ。

○事務局 ございます。

○真鍋委員 今ここで急にはあれですから、5年前になぜ証明書を出したのか、どういう条件をつけたのか、それが履行されているのかされていないのか、もう1回それを精査して下さいよ。そうじゃないと、次に行きようがないですよ。それが是正されていないんだったら、次、証明願が出ても出せる訳がないんだし。今は農地パトロールで疑義が唱えられたから今この場になっていると思うので、今すぐに結論を出すのか、約束を守っているのかどうかが一番大きいと私は思います。やっぱり理論武装をこっちもしていないと、その場その場で向こうにも逃げられるし、うちの農業委員会として正式に出した判

断が残っていると思いますから、判断が履行されているならばそれはやむを得ないですよ。だけれども、新解釈が出て、やっぱり認められないとなれば、次が令和8年に出てくるんだから、そのときにはしっかりと行って、証明書を出さないとか、そういうルールに従ってやっているしかないので、今回のことは5年の証明書を出すときの条件が履行されているかどうか、これは現地を確認されているんでしょうし、そのときに精査されて、もう1回その資料をきちっと見てもらえませんか。

○事務局 資料……。

○真鍋委員 だから、もう今日ここで出ないでしょう。それで、しかるべき対応として、会長が行かれるのがいいのか、担当者が行かれるのか、事務局がいいのか、複数の方から行くのがいいのか、これはもう会長にお任せしますよ。一番いい判断をして下さいよ。ただ、そのときそのときの農業委員としての現地の担当している方の解釈の差異や何かがあってもいけないし、やっぱりその整理は農業委員会としてはちゃんとつけましょうよ。その当時、私もいて、当時の農業委員さんの説明を了として手を挙げて証明書を出した一員ですから、よろしく精査をお願いします。

○事務局 事務局より、本日いただきました、令和5年〇月の証明のときの条件を改めて確認をして、今の履行状況がどうなっているのか確認いたします。

説明が重複してしまうかもしれませんが、私はたまたまJA世田谷目黒から、JA世田谷目黒としての対応をこの報告になる前に速報をいただきました。納税猶予の手続のときには疑義があったので、JA世田谷目黒としては納税猶予の対象とできないとして関与しなかったと。けれども、ご自身で税理士さんを通して申告をして納税猶予適用になったという経緯があるけれども、やはりここはJA世田谷目黒としても、組合員のこういった事情なので責任を持って対応していくと。

2ページ、3ページで指導事項が7項目上がっています。JA世田谷目黒としては、いずれも現地で測量図等を確認しながら一つ一つ潰していただきました。例えば、測量図として軽トラック1台分しか置けないのに、大きなトラックを置くことは不適であるとか、あと砂利敷きもそうですし、直ちに指導事項については是正なさいという指導をしております。ただ、指導事項3の〇〇については、どこまで原状回復するのか、やはり本日一番意見が上がったところもございまして、ここについては農業委員会の指導に従うように指導したと聞いております。また、指導事項6についても、このままでは、高橋拓司委員からもありましたけれども、具体的な追加税等も示しながら、こういった追加徴収されま

すよというような話もあって、〇〇さんはそんなには払えませんという話もあり、具体的に生産緑地として認めていただくためには、ちゃんと苗木を植えて、ここで生産しているような、きちっと生産緑地として活用しなければならないということも言っております。指導事項7としにしても、引き続き農協については農業委員会と足並みをそろえて指導していくという方針であるので、本日も一番ご意見をいただきました〇〇部分については、どこまでをやっていくのか、一番難しいところでございますけれども、ここをご指導いただきたいと聞いております。私どもの方では、令和5年〇月の条件付きにしたときの私どもの条件と、それから、それが現在どういう状況で、履行されているのかいないのか、何が問題なのかというのをきちっと明らかにして、お示しをしたいと思います。

なお、先方の相手方につきましては、2月28日に農業委員会の会長から出していただきました、直ちに生産緑地の管理状況について適正に管理に努めるようにという、別紙1で本日お配りさせていただきましたこの通知をもって、非常に気にしているという言い方は甘いかもしれませんが、初めて深刻な話だということで気に留めております。JA世田谷目黒も畳みかけるように訪問をしたので、これは大変なことだと。については、農業委員会はいつ来るのかということを再三気にしていまして、私ども事務局にも電話があり、かつ、JA世田谷目黒にも何度も、農業委員会からの指導はどんな指導になるのかとか、いつ来るのかというのを戦々恐々待っているような状況というふうに聞いておりますので、本日いただきましたご意見とともに、こういったことで前回の指導どおりになっているかも含めて、農業委員会としてのご対応も、いつどんな形でという確認をするので、相手にもご説明を間を空けずにする方がいいのかなと事務局の方では考えております。

長くなりましてすみません。

○真鍋委員 問題が整理されていなくて非常に分かりづらいんですけども、〇〇等の件については解釈だと思うんです。要は、残念ながら、税務署が認めるか認めないかなんだよ。農業委員会の見解としてはこれはまずいのではないかなと思っても、税務署が認めた件も過去にあるし。だから、農業会議に一々お伺いを立てたり聞いたり勉強会したりしてきたのが今までなんです。だから、うちの中で出したものが絶対正しいかというと、こんなものを誰が決めるかといったって、最終的には納税猶予と生産緑地だから税金を取る方が決めるんですよ。だから非常に難しい課題。

それから、もう一つは、相手とのやり取りとか状況というのは正直私は分かりません。だから、今、課長がそこまで言われるのであるならば、それこそ担当農業委員さん、会長

と職務代理にお任せしますから、一刻も早く整理できるようにしてほしい。過度な期待、過度な解釈を農業委員会に求められても、〇〇までオーケーなんて言える訳がないんだから。けれども、どう見てもこれは生産性のある農地とは認められ難いものになっているな、こんな状況で放置したら大変なことになるよというのは私もおぼろげながら分かるけれども、現地調査されるならして下さいよ。そんなことで、全部一事が万事、全員に聞いてこの結論を出して持っていくみたいな形じゃなくて、それがために私は一任にしたいし、また適宜、会るときには報告いただきたいです。

○事務局　ありがとうございます。

○植松委員　3月13日にJ A世田谷目黒の現地指導と書いてあるじゃないですか。これは指導をしてきた訳ですよ。その指導というのは、例えば、今後農業委員が誰が行くか分からないですけれども、行って、違うことを言ってしまうと、またそれもおかしなことになってしまいますよね。

○高橋（拓）委員　だから、この報告書を上げてもらって皆さんにお配りしたというのは、一応言ってきていることを一通り全部書いてもらってあるので。

○植松委員　3月13日に指導した後というのは、結局どういう回答とか、J A世田谷目黒とどういうふうにもた進んでいるんですか。

○浦野会長職務代理者　猶予をいただきたいとおっしゃったというふうに常務からは聞いています。

○高橋（拓）委員　猶予がどの程度なのか何とも言えないんですけれども、取りあえず撤去なり、そういうふうには動いているみたいなので、あとどのくらい猶予を持たせるのか、それとも、言い方は悪いけれども、畳み込んじゃうのか。皆さんが私に行ってこいと言うのであれば私は再度、何度でも行きますけれども、これは私の意見ですが、できたら何名かで行っていただいて、農業委員としてこれはちょっとおかしいんじゃないかならおかしいでもいいと思うんですよ。やっぱりそういう部分も必要なのかなという気はしますね。

○矢藤委員　行くのはいいんですけれども、ちゃんと議事録を取って、相手方にサインをさせて、記録をちゃんと取っておいて下さい。そうしないと、後で、言った言わないの話になってしまうので。

○事務局　ありがとうございます。

○植松委員　高橋拓司委員は管轄区域だから、どういう状況かって、見えているんですよ。

○高橋（拓）委員 はい。

○植松委員 どこまで J A 世田谷目黒さんの指導が進んでいるかというのは見える訳ですよ。

○高橋（拓）委員 見えます。

○植松委員 進んでいるんですか。

○高橋（拓）委員 いろいろな苗木なんかも、買ってきているようだけれども、ちょっと高過ぎるんじゃないか、剪定するなら剪定して、もう次の段階に踏めるようにそれをやってよという話も当然しています。

○宍戸会長 いろいろとご意見をいただいたんですが、今のこの中でこれはこうしようという意見はまとまらないと思います。私も、どこまでが納税猶予を受けているのか、この写真を見ても分からないし、そういうのもちゃんと加味した中で判断して、農業委員会としても、これは駄目ですよ、これはいいですよというものはちゃんとしておかないと。極端に言えば、〇〇もいいとお伝えしている訳でしょう。私は〇〇はよくないなとは思いますが、そういうのも農業委員会が言ったじゃないかとなった場合にはなかなか前に進まない状況にあると思うので、また話し合っ、私も見に行っ、どんな状況で、どこまでが納税猶予を受けているのか分からないので。

○高橋（拓）委員 J A 世田谷目黒の会長も見に行かれているということなので。

○宍戸会長 では、今度お話ししてみますよ。写真だけ見ても、どこがどう区切りがあるのか全然分からない部分があるので。

○事務局 個人情報に当たる部分については、J A 世田谷目黒さんから頂いている訪問記録書の納税猶予部分の資料は本日お配りしていないんです。もし可能であれば、私どもの前回の条件つき証明書発行についてご報告をすると同時に、例えばですけれども、また来月にこの対応についてご報告ができるように、現地の調査という形で、令和5年度の届け出た納税猶予を認めたときの条件等、どうなのかという視点で見に行っただくというところはどうかでしょうか。そのあたりを本日決め切れないというご判断はごもっともだと思いますので、宍戸会長と浦野職務代理、それから高橋拓司委員がこれまで携わっ、いらっ、だったので、J A 世田谷目黒さんとそういったことを意見交換させていただいて、次回の農業委員会までに、前回の届出とどうなのかというところだけ客観的に確認に行っ、て畳みかけるというのはいかがでしょうか。

○宍戸会長 今、事務局長から話がありましたけれども、J A 世田谷目黒さんの会長は見

ていらっしゃるので理解はしているんでしょうけれども、私も現状を見ていないので、この図面だけでは判断もできない部分があるので、今言われたように、次の農業委員会までの間に、一応 J A 世田谷目黒さんの会長と一緒にお話しながら現状を見に行って、その場で言えるものは言って、これはもう絶対駄目と。農税猶予を受けたものもいいか悪いかは私たちも出せるんだけど、決着というか、通すのは税務署だから、私たちはその間に入ってやっているだけだから、その部分はちゃんとやらないと納税猶予解除という方向になるということももう 1 回お話ししながら、次の農業委員会のときにまたお話しさせていただくということでどうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、そのように進めさせていただきます。

それでは、本件につきましては、また改めて、私と関係される上の方と 1 回見に行って、状況確認と、言えたら意見を言って、その内容については次の農業委員会までに状況を説明するという形。多分そのときに、これは駄目、いいというのは出ると思うんですね。ですから、それをまたここで、これがいい悪いというような話合いはなかなかまとまらない部分があるので、なるべくこれは駄目、これはいいというものは相手に伝えて、これができたら許可しますとか、そういうような状況ぐらいまで話をしていきたいなと思っていますので、その報告は次の農業委員会のときにさせていただきます。これでどうでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、今の方向で進めさせていただきます。

それと、まだほかに事務局から何か説明はございますか。

○事務局 もう 1 点ございまして、前回 2 月の総会でお話に上がりました北烏山〇丁目の農家さんへの近隣住民による迷惑行為についての進捗でございます。前回の総会で真鍋委員より、庁内各部と連携して取り組むようアドバイスをいただきましたことを受けまして、危機管理部や烏山総合支所にも情報共有しながら相談をしております。今後は、多機関協働会議という福祉的な部分も入ってくる会議で、当該迷惑行為を行う方への福祉的な対応の可能性についても協議をしていくこととなりましたので、ご報告をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 それをやった人というのは、確定できるんですか。

○事務局 確定をしていて、警察の方でもアプローチをして、やめるように指導している

んですけれども。

○宍戸会長 そこまでいっているんですか。ならいいんです。やっぱり確認を取れない人にそういう話をするともた問題も出てくる。分かりました。

以上でよろしいでしょうか。

○事務局 以上でございます。

○宍戸会長 ほかに何かございますか。

○高橋（光）委員 今、課長がおっしゃった中で一つ分からないのがあったんですが、役所が被害者の人格を保全するような役職というか立場を、そういう発言がありましたよね。

○事務局 先程の庁内で連携しての部分ですよ。今現在は福祉的サービスを受けていらっしゃるらないので、福祉と直接は連携ができなかったんですけれども、こういった近隣の農地の方がこういうことで困っているということを関係機関で会議でお諮りして、見守りだったり、社会福祉協議会の働きかけだったり、そのようなところで解決に向けて検討していこうというところです。

○高橋（光）委員 問題になっている人の問題じゃなくて、つまり、○丁目の被害を受けている人の被害を投げかけているその人の人格を重んじてということなんですか。

○事務局 もう既にいたずら、迷惑行為については警察の方でも対応していて、注意とかもしている訳ですけれども、数年間にわたってやまない、継続しているという事情をお聞きしています。それには、加害者といいますか、その対象者の方の特性、ご高齢だけでも今認知の判定は受けていらっしゃるらないとか、そういった特性とかも踏まえながら区としてアプローチをしていくというところです。

○高橋（光）委員 大変ですね。

○矢藤委員 相手は認めたということですか。

○事務局 相手は認めたといいますか、警察がその都度、4回ぐらい注意をされていると。なかなか解決になっていないことについて、初めて福祉の所管とも、こういったケースで農地を持っていられる方が困っているというところで、見守りを複数の目でやっていくというような感じです。

○矢藤委員 ご本人がやったという認識はないけれども、やっているということ。

○事務局 そこは、カメラも設置をしていますので、そういったものでやったよねとか、そういうやり取りは警察とされていると思うんです。具体的に注意もしていると。

○矢藤委員 注意をしているということは、証拠が取れているということだと思うので。

○高橋（哲）委員 そうすると、警察情報は区の方と連携しているという考えでいいんですか。

○事務局 そうですね。警察情報は区と連携しています。

○高橋（哲）委員 さっき烏山総合支所さんというのも出たので、この近くにある総合支所は烏山総合支所なので、被害者の方、〇〇さんが総合支所に仮に行って、こういうことがあるんだと相談に来た場合は、情報がそこでもう分かっているという認識でいいんですか。

○事務局 そこは改めて事務局の方でも確認したんですけども、誰からの情報でも多機関協働というのは可能だということで、今回、農業委員会の事務局としてこういう困ったことをご相談することになっていますので。

○高橋（哲）委員 私がいつも思っているのは、相談先が警察だけじゃなくて、役所でも言っているんだよということを本人たちが分かっているんだったらそこに行ってもいい訳だし、そのすべを私としては話したいんですが、それをしていいのかが分からないので、報告から1か月たつんですけども、私は何もできていない。役所さんの方では横の連携はできているよとは言っていますが、その情報は〇〇さんには知れていないというのが私の一番不安なところなので、それを言っているのかどうか。それは区から〇〇さんに直接言うのかどうか。ただ、区として解決の道筋はできていないとは言えただけでも、警察にしか言えない〇〇さんと、警察にも役所にも言える〇〇さんは、私が被害者だったら全然心持ちが違うので、そこだけはっきりしてほしいなというところだけです。

以上です。

○事務局 分かりました。烏山総合支所のくみん窓口とも福祉の窓口とも本件については連携を取っていますので、そうしましたら、〇〇さんの方に役所の窓口でご相談ができますということをおっしゃっていただく、あるいは、事務局の方からご連絡をする、どちらでも。

○高橋（哲）委員 それを近々にするのか、今年も農地パトロールがあるので、農地パトロールのときにお話ししてもいいと思うんですね。警察に何度も何度も行って毎月のように警察とお話ししているということは聞いているので、解決に向かう一つの過程としてこういう手段もあるんだよというのが〇〇さんの方が把握できていれば私もいいと思うんですが、そこで解決するかどうかはまた別の問題ですから。

以上です。

○真鍋委員 危機管理部の地域生活安全課であるとか、烏山総合支所の地域振興課であるとか、話してもらっている。そうしたら、後で高橋哲也委員に地域生活安全課長の直通電話と烏山総合支所の地域振興課長の直通電話を私はお知らせしますから、それを被害を受けている方に言ってもらって、農業委員会で正式なテーマになり、区が情報を共有してくれて、警察の情報も入っていて、何かあったら警察だけではなくてこちらの方に話しても状況が分かっている状況になっているという報告がありましたって、そう言ってもらいましょうよ。よろしいですね。

○事務局 はい。

○真鍋委員 では、そうしましょう。

○高橋（哲）委員 ありがとうございます。

○宍戸会長 ほかによろしいですか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、本日の農業委員会は終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会に当たり、浦野美枝子職務代理に閉会の挨拶をよろしく願いいたします。

○浦野会長職務代理者 （職務代理、挨拶）

この議事録は、令和7年3月24日（月）開催の第20回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員